

④ 納税管理人

Q : 私は、このほど2年間の海外支店勤務を命じられ、家族同伴で赴任することになりました。

そこで、今まで住んでいた家を賃貸することにし、家の管理は、従兄弟にまかせることにしたのですが、申告や納税はどうすればよいのでしょうか。

A : 従兄弟を納税管理人として税務署へ届け出て、その後の申告や納税を従兄弟に依頼するのがよいのではないのでしょうか。

【解説】

海外転勤などで国内に住所及び居所を有しなくなる場合において、申告や納税など国税に関する事項を処理する必要があるときは、その納税者は、これらの事項を処理させるために、国内に住所又は居所を有する人でこれらの事項を処理するのに便宜を有している人のうちから「納税管理人」を選任して、自分の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならぬこととされています。

納税管理人の届出書が提出されると、税務署では、所得税に関する書類を納税者本人ではなく、納税管理人の住所又は居所に送達することになっていて、申告や納税は納税管理人が代行することになります。

ご質問の場合、従兄弟を納税管理人として税務署長へ届け出て、その後の申告や納税を納税管理人に依頼するのがよいでしょう。

ちなみに、ご質問の場合の納税地は、貸し付けた家（今まであなたが住んでいた家）の所在地になります。

